

全国福祉用具専門相談員協会の愛称、シンボルマークを決定!

協会初の公開シンポジウムも二月二十一日に開催

福祉用具専門相談員のレベルアップと福祉用具の更なる普及を目指して、活動を展開している全国福祉用具専門相談員協会。その取り組みや展望などについてお伝えするシリーズの第三回は、長く福祉用具による支援に携わってこられた山本一志先生です。現在、全国福祉用具専門相談員協会の事務局長としても活躍の山本先生に、協会の昨今の取り組みなどについて、お話しいただきました。

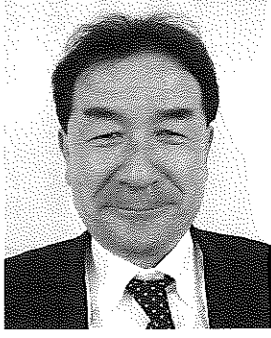
福祉用具専門相談員協会を設立してまもなく1年が経過しました。この1年、我々協会が厳に遵守すべき「倫理綱領」の策定でした。また、一般の方々には福祉用具や専門相談員のことを知っていただくために、七月に本会の「愛称、シンボルマーク」を公募しました。その結果、最終的に決まった愛称とシンボルマークは、左記のとおりです。

愛称は「ふくせん」。シンボルマークは、福祉用具の「フ」と杖、それに温かな「ハート」をシンボリックに融合させ、赤い色で表現しました。また、一般の方々には福祉用具や専門相談員のことを知っていただくために、七月に本会の「愛称、シンボルマーク」を公募しました。その結果、最終的に決まった愛称とシンボルマークは、左記のとおりです。

「ふくせん」は、福祉用具の「フ」と杖、それに温かな「ハート」をシンボリックに融合させ、赤い色で表現しました。また、一般の方々には福祉用具や専門相談員のことを知っていただくために、七月に本会の「愛称、シンボルマーク」を公募しました。その結果、最終的に決まった愛称とシンボルマークは、左記のとおりです。

「ふくせん」は、福祉用具の「フ」と杖、それに温かな「ハート」をシンボリックに融合させ、赤い色で表現しました。また、一般の方々には福祉用具や専門相談員のことを知っていただくために、七月に本会の「愛称、シンボルマーク」を公募しました。その結果、最終的に決まった愛称とシンボルマークは、左記のとおりです。

「ふくせん」は、福祉用具の「フ」と杖、それに温かな「ハート」をシンボリックに融合させ、赤い色で表現しました。また、一般の方々には福祉用具や専門相談員のことを知っていただくために、七月に本会の「愛称、シンボルマーク」を公募しました。その結果、最終的に決まった愛称とシンボルマークは、左記のとおりです。



山本 一志
全国福祉用具専門相談員協会 事務局長

また、今後は、専門職団体として外に向けての情報発信、政策提言を積極的に進めたいと思っています。特に現在、介護報酬改定作業が進められていますので、福祉用具専門相談員の資質の向上とともに、福祉用具貸与がより質の高いサービスとなるような事業環境の整備を求めて、必要な政策提言を行いたいと考えています。

また、今後は、専門職団体として外に向けての情報発信、政策提言を積極的に進めたいと思っています。特に現在、介護報酬改定作業が進められていますので、福祉用具専門相談員の資質の向上とともに、福祉用具貸与がより質の高いサービスとなるような事業環境の整備を求めて、必要な政策提言を行いたいと考えています。

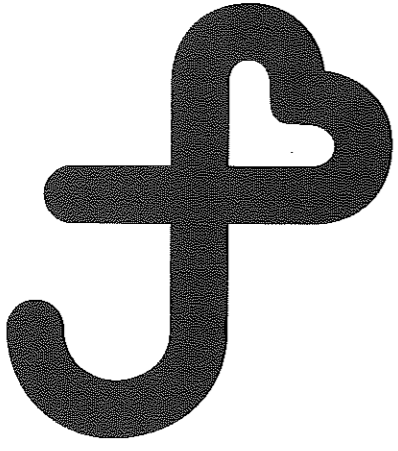
また、今後は、専門職団体として外に向けての情報発信、政策提言を積極的に進めたいと思っています。特に現在、介護報酬改定作業が進められていますので、福祉用具専門相談員の資質の向上とともに、福祉用具貸与がより質の高いサービスとなるような事業環境の整備を求めて、必要な政策提言を行いたいと考えています。

また、今後は、専門職団体として外に向けての情報発信、政策提言を積極的に進めたいと思っています。特に現在、介護報酬改定作業が進められていますので、福祉用具専門相談員の資質の向上とともに、福祉用具貸与がより質の高いサービスとなるような事業環境の整備を求めて、必要な政策提言を行いたいと考えています。

また、今後は、専門職団体として外に向けての情報発信、政策提言を積極的に進めたいと思っています。特に現在、介護報酬改定作業が進められていますので、福祉用具専門相談員の資質の向上とともに、福祉用具貸与がより質の高いサービスとなるような事業環境の整備を求めて、必要な政策提言を行いたいと考えています。

ふくせん

全国福祉用具専門相談員協会



与のレンタル料に加え、同一商品の他の事業者によるレンタル料の価格幅やそのレンタル料の価格幅に入っていない場合などの情報をご利用者に提供することを可能にしたらどうかという改定案が検討されています。ご利用者に価格情報を提供することは必要と考えられますが、福祉用具貸与の場合、価格情報とともに、そのサービス内容の情報が非常に重要なのは、言うまでもありません。価格とサービス内容を併せて検討できるような情報提供であればよいのですが、価格情報だけを提供することは、ただ低価格にご利用者の選択が流れやすくなります。これはサービス内容の低下を招きかねない危険性を同時に秘めています。福祉用具のレンタル料の構成要素は、そのサービス内容に掛かる費用が八〇%を占めています。ご利用者には、正しい判断を可能とする情報提供が、絶対必要だと考えます。それが安全に安心してご利用いただける福祉用具貸与サービスを育成する道だと信じています。

介護保険がスタートして、福祉用具貸与が給付対象サービスになり、その指定事業者になるためには、常勤で二名以上の福祉用具専門相談員の配置義務が、法令化されました。介護保険での福祉用具貸与サービスの質の向上は、福祉用具専門相談員にとっても、悲願といえる目標があります。介護保険施行により、福祉用具の必要性、その有効性が、少しずつ関係者やご利用者、そのご家族等に理解され始めているところです。しかし、福祉用具貸与サービスは、歴史が浅いサービスです。上手にご利用いただければ、コストパフォーマンスが高く、介護労働力不足にも有効な手段であり、何より、ご利用者の自立支援に貢献できるサービスなのです。そして、福祉用具貸与サービスの中核を担うのが専門相談員であり、サービスの質の向上には、専門相談員のレベルアップが不可欠です。今後引き続き、質の高い福祉用具貸与サービス実現のために、努力してまいります。

「全国福祉用具専門相談員協会」会員募集要項

(1) 会員資格

- ① A会員/福祉用具専門相談員指定講習の修了者であって、本会の目的に賛同した者。
- ② B会員/専門的有資格者(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、ホームヘルパー2級課程修了者)であって、本会の目的に賛同した者。

(2) 会費: 年会費はA会員、B会員とも1万円です。なお、入会金は無料です。

(3) 入会申し込み: 下記、連絡先にお問い合わせ下さい。

【連絡先】 全国福祉用具専門相談員協会
〒108-0074 東京都港区高輪3-19-20 高輪OSビル9階
電話: 03-3443-0011 F A X : 03-3443-8800 ホームページ: <http://www.zfssk.com>